## 第1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年 法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、本方 針を定め、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めること により、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)に対 する需要の増進を図り、もって、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進 に資することを目的とする。

#### 第2 調達の方針

1 調達する物品等

市が当該年度の予算の範囲内による契約によって調達する物品等のうち、障がい者 就労施設等が供給することが可能な物品等

2 対象となる施設等

対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。ただし、市内の施設等を優先する。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3)障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行 う事業に限る。)
- (4)障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第18条第3項の規定により必要な費用 の助成を受けている施設 (小規模作業所)
- (5)障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1号に規定する 事業所(特例子会社)
- (6)障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第2号に規定する 事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- (7) 在宅就業障がい者
- (8) 在宅就業支援団体

#### 第3 調達の目標

予算の適正な執行、契約における経済性、公平性及び競争性並びに物品等の適正な価格、機能及び品質に留意しつつ、本方針の目的に沿って、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

## 第4 調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障がい者就労施設等が提供する物品等の内容等、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障がい者就労施設等の供給能力の向上

障がい者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化の ために行う取組みの支援に努める。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点に ついて配慮することとする。

- ① 物品等の調達が新たに生じた場合は、障がい者就労施設等からの調達の可能性に ついて検討するように努める。
- ② 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行う等発注方法を考慮するように努める。
- ③ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。
- ④ 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、性 能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分な説明に努める。

#### (4) 随意契約による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

## (5) 収益の場の提供

公共施設内での売店設置や物品の展示販売、市内で実施するイベントへの出店・出品等、場の提供や支援に努める。

# 第5 調達実績の公表

本方針に基づき、物品等の調達の実績について、年度終了後に公表するものとする。

附則

(実施日)

1 この方針は、令和6年4月1日から実施する。

(この方針の失効)

2 この方針は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。